

地域班編成要綱

(目的)

地域班は地域内における会員相互の連絡を密にし、親睦を深めるとともに地域の実情を把握することにより、地域に密着した事業の開発につとめ、公益社団法人墨田区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の発展に寄与することを目的とする。

(組織及び規模)

- 1 墨田区を八つの地区に分割し、それぞれ第1地区、第2地区、以下第8地区までと呼称する。
- 2 それぞれの地区内の会員数を考慮し、地域班を編成する。
- 3 1地域班の会員数を概ね20名内外となるように地域を分割し、その区域は会員名簿に記載された地域とする。
- 4 地域班に班長をおき、会長から委嘱する。なお、必要に応じ副班長をおくことができる。
- 5 地域班長は、その地域の会員の中から選任する。

(地域班長の役割)

地域班長は班を代表し、センターと連絡を保ち、次の事項を担当する。

- 1 地域内会員との連絡、調整、調査
- 2 地域内会員に対する「シルバーすみだ」その他の配布
- 3 地域内会員から会費の徴収
- 4 センターとの連絡
- 5 地域内におけるセンターの事業開拓及び会員の就業に対する協力

(任期)

地域班長の任期は2年とし、任期中に欠員が生じた場合は改めて他の会員の中から選任する。

(会議)

センターは必要に応じ会議を開催する。また、地域班長は随時班内会議を開催し、会員の親睦を図るとともにセンター事業の開拓につとめる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。